

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定に基づき、まぐろの採捕を目的として行うまきえづり及び当該まきえづりに係る遊漁案内行為の禁止について、次のとおり指示する。

令和 5 年 5 月 24 日

山口県日本海海区漁業調整委員会

会 長 濱 本 幾 男

1 指示の内容

(1) 次の A、B、C、D 及び A の点を順次結んだ線によって囲まれた海域において、^{いかり} 錨等で船舶の位置を固定し、あみ等をまきえとして使用し、かつ、まぐろの採捕を目的として行うまきえづり及び当該まきえづりに係る遊漁案内行為（以下「まぐろまきえづり等」という。）は、禁止する。

A 北緯 35 度 03 分 11 秒 東経 131 度 13 分 51 秒の点（日本測地系による位置に あっては、北緯 35 度 03 分 00 秒 東経 131 度 14 分 00 秒の点）

B 北緯 35 度 03 分 11 秒 東経 131 度 00 分 51 秒の点（日本測地系による位置に あっては、北緯 35 度 03 分 00 秒 東経 131 度 01 分 00 秒の点）

C 北緯 34 度 54 分 11 秒 東経 131 度 00 分 51 秒の点（日本測地系による位置に あっては、北緯 34 度 54 分 00 秒 東経 131 度 01 分 00 秒の点）

D 北緯 34 度 54 分 11 秒 東経 131 度 13 分 51 秒の点（日本測地系による位置に あっては、北緯 34 度 54 分 00 秒 東経 131 度 14 分 00 秒の点）

(2) (1)にかかわらず、次の表の左欄に掲げる海域において、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内に行うまぐろまきえづり等については、山口県日本海海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けた船舶（以下「承認船舶」という。）を使用して行う場合に限り、これを行うことができる。

海 域	期 間
次の a、b、c、d 及び a の点を順次結んだ線によって囲まれた海域 a 北緯 35 度 02 分 11 秒 東経 131 度 07 分 51 秒の点（日本測地系による位置に あっては、北緯 35 度 02 分 00 秒 東経 131 度 08 分 00 秒の点） b 北緯 35 度 00 分 41 秒 東経 131 度 09 分 41 秒の点（日本測地系による位置に あっては、北緯 35 度 00 分 30 秒 東経 131 度 09 分 50 秒の点） c 北緯 34 度 59 分 11 秒 東経 131 度 07 分 51 秒の点（日本測地系による位置に あっては、北緯 34 度 59 分 00 秒 東経 131 度 08 分 00 秒の点） d 北緯 35 度 00 分 41 秒 東経 131 度 06 分 01 秒の点（日	令和 5 年 7 月 1 日から同年 9 月 15 日まで

<p>本測地系による位置にあつては、北緯35度00分30秒 東経131度06分10秒の点)</p>	
<p>次のe、f、g、h及びeの点を順次結んだ線によって囲まれた海域</p> <p>e 北緯35度00分01秒 東経131度06分51秒の点 (日本測地系による位置にあつては、北緯34度59分50秒 東経131度07分00秒の点)</p> <p>f 北緯34度58分31秒 東経131度08分41秒の点 (日本測地系による位置にあつては、北緯34度58分20秒 東経131度08分50秒の点)</p> <p>g 北緯34度57分01秒 東経131度06分51秒の点 (日本測地系による位置にあつては、北緯34度56分50秒 東経131度07分00秒の点)</p> <p>h 北緯34度58分31秒 東経131度05分01秒の点 (日本測地系による位置にあつては、北緯34度58分20秒 東経131度05分10秒の点)</p>	<p>令和5年9月16日から 令和6年1月31日まで</p>

(3) (2)の承認 (以下「委員会承認」という。)の申請は、次に掲げる者が行わなければならない。

- ア 漁業のために行う場合にあつては、まぐろまきえづり等に使用する船舶 (以下「使用船舶」という。)を所有し、又は使用する漁業者
- イ 遊漁案内行為のために行う場合にあつては、使用船舶を所有し、又は使用する遊漁船業者
- ウ 遊漁のために行う場合にあつては、使用船舶を所有し、又は使用する遊漁者

(4) 使用船舶は、(2)の表の左欄に掲げる海域において、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内に行うまぐろまきえづり等に関し、沿岸漁場整備開発法 (昭和49年法律第49号) 第24条第1項に規定する漁場利用協定で、八里ヶ瀬漁場利用協定書という名称の書面により平成6年6月1日に締結されたものを締結した団体の構成員が使用する船舶又は当該漁場利用協定と同等の内容のまぐろまきえづり等の規制を遵守する旨を委員会に対し誓約した者の使用する船舶でなければならない。

(5) 委員会承認を受けた者は、まぐろまきえづり等を行う間、委員会の交付する承認証を承認船舶に備え付けるとともに、委員会が別に定める様式による標旗を当該承認船舶の船橋の見やすい場所に掲げなければならない。

(6) 委員会承認を受けた者は、承認船舶を使用して(2)の表の左欄に掲げる海域において、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内に行うまぐろまきえづり等に関し、委員会が漁業調整上必要と認めて指摘した事項を遵守しなければならない。

(7) 委員会が漁業調整上必要があると認めるとき又は委員会承認を受けた者がこの告示による指示に違反したときは、委員会承認を取り消すことができる。

2 指示の有効期間

令和5年7月1日から令和6年6月30日まで

(参考)

